

小学生のお子様をお持ちの利用会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校臨時休業によるファミリー・サポート・センター事業の利用について

小学生のお子様をお持ちの方におかれましては、先日より、小学校の臨時休業が続いているため、お子様の預け先について苦慮されていることと存じます。

ファミリー・サポート・センター事業の利用につきましては、利用時間に応じた料金をお支払いいただくこととなっておりますが、今般、国の施策により、下記の条件に該当する場合には利用料金を減免する取り扱いを行うこととなりました。

つきましては、内容をご確認いただき、該当する場合には、お手数ですが、申請する前にファミリー・サポート・センターまでご連絡ください。よろしくお願いいたします。

記

1. 申請条件

対象期間：令和2年3月2日（月）から令和2年3月26日（木）の小学校臨時休業日

対象時間：午前7時から午後4時までの間（この時間以外は無償となります。）

減免内容：小学生のお子様における預かり又は送迎の利用料金

（ただし、ガソリン代や食事代などの実費請求分は除く）

減免上限：700円×9時間＝6,300円（日額）

2. 申請方法

利用料金をサポーター会員にお支払いいただいた後に、「減免申請書兼請求書」を下記の担当まで郵送又は持参によりご提出ください。申請内容を確認後、ご指定の口座に請求金額を振り込みます。

※「減免申請書兼請求書」はファミリー・サポート・センターホームページに掲載しています。

[\(http://kosodate-kwgc-saitama-ksp.jp/familysapo/membership-information/\)](http://kosodate-kwgc-saitama-ksp.jp/familysapo/membership-information/)

3. 申請期限

令和2年4月8日（水）必着

申請期限以降の申請受付は致しかねますので、ご注意願います。

【問い合わせ】

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
かわぐちファミリー・サポート・センター
担当 坂井
〒332-0031 川口市青木3丁目3番1号
青木会館3階 地域福祉課内
TEL：048-252-3388